

(平成21年7月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA連合会における資格取得日に係る記録を昭和37年10月1日に、資格喪失日に係る記録を38年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年7月15日まで

私は、昭和37年4月1日にA連合会に臨時技術員として採用され、同年10月1日に本採用となり、38年7月15日に退職した。

B共済組合に記録を問い合わせたところ、昭和37年に私を含め3名採用されているが、私だけ記録が無いことが判明した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A連合会が提出した本採用についての起案文書の写し及び同連合会の回答から判断すると、申立人が昭和37年10月1日から38年7月15日までの期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、A連合会の「本採用についての起案文書」により、申立人が昭和37年10月1日に臨時雇用員から本採用になったことが確認できる上、同連合会の担当者は、「当時は、6か月間の臨時雇用期間が経過した後、本採用となった時から厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、同時期に採用された同僚は、「申立人とは一緒に勤務してい

た。本採用になって、厚生年金保険に加入し、保険料を引かれていたはずだ。」と証言している。

加えて、複数の同僚は、申立期間における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時入社した同僚の辞令案の写し及び組合員資格取得届の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、社会保険事務所で得喪の記録が管理されており、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがわれないことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年10月から38年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（平成15年7月15日は40万円、16年7月15日は45万円及び17年12月15日は40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15年7月15日については40万円、16年7月15日については45万円及び17年12月15日については40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成16年7月15日
③ 平成17年12月15日

申立期間①、②及び③において賞与が支給されているが、当時会社の事務担当者が賞与支払届の金額を記入するときに桁を誤って（①40万円を4万円、②45万円を4万5,000円、③40万円を4万円）記載した当該書類を社会保険事務所へ提出した。調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保有していた所得税源泉徴収簿、申立人が所持している給料支給明細書及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月15日は40万円、16年7月15日は45万円及び17年12月15日は40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主は金額を誤った賞与支払届を社会保険事務所へ提出したとしている

ことから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額（平成15年7月15日は40万円、16年7月15日は45万円及び17年12月15日は40万円）に基づく保険料の告知は行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 15 年 4 月 1 日から 18 年 8 月末まで
A 社(現在は、B 社)に勤務した昭和 15 年 4 月 1 日から 18 年 8 月末までの期間について、社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録が確認できないと言われたが、当初は受付、その後は機械保守担当として勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社の前身である C 所で 1 年間の講習を受け、その後、D 所に勤務していたことは、当時の写真及び同期会名簿並びに講習同期生の証言により推認することができる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 15 年 4 月 1 日から 17 年 5 月 31 日までについては、労働者年金保険法(現在は、厚生年金保険法)の適用が 17 年 6 月 1 日であり、当該期間については加入できなかったものである。

また、昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 8 月 31 日までの申立期間については、申立期間当時の労働者年金保険法の適用は、工員のみが対象とされているところ、申立人は、当時の職務内容について、「受付などの事務的な仕事のほか、工作室で機器の修理の仕事もしていた。」と述べていることから、申立人の職種は工員としての適用で無かったものと推認される。

さらに、申立人が名前を挙げた講習同期生の二人は、「申立人とは講習後の勤務先が違うのでよく分からない。」としている。

なお、当該二人の労働者年金保険の適用を見ると、機械修理を行った E 氏は、昭和 17 年 6 月 1 日の加入、機械修理のほかに事務的な仕事をしていた F 氏は、19 年 10 月 1 日の加入となっている。

加えて、B社からは、「当時の関係文書は、引継ぎも受けておらず一切無いので不明。」と回答を得ているほか、申立人が講習終了後に勤務したD所における同僚については、居所不明により証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年から 61 年まで (月日不詳)

申立期間は、A市B地区にあったC医院に勤務していた。健康保険者証の交付を受けて歯科受診した記憶もあり、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にC医院に勤務していた同僚2名の証言から、申立人が同医院に勤務していたことは推認することができるものの、その同僚は、いずれも「具体的な期間は分からないが、何か月もいなかった。」としており、申立人の記憶も曖昧^{あいまい}なことから、勤務していた期間を特定することはできない。

また、同医院の社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士は、「保管する同医院に係る労働者名簿及び雇用保険資格取得届の控えに、申立人の氏名は確認できない。」としている。

さらに、同医院は、平成8年6月20日付けで厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の事業主の連絡先が不明のため、厚生年金保険の取扱い等について関連資料や証言を得ることができない。

加えて、申立人が、申立期間直前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和60年2月1日前後から、申立期間以後に厚生年金保険の資格を取得した62年2月23日前後までの期間において、同医院に係る厚生年金保険の資格を取得した17名について確認したところ、申立人の氏名は確認できず、事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月から同年12月まで
② 昭和33年8月から同年12月まで
③ 昭和34年8月から同年12月まで
④ 昭和35年8月から同年12月まで
(いずれの申立期間も日付不詳)

申立期間について、船員保険への加入が確認できない旨の回答を社会保険事務所からもらった。昭和32年から35年までは毎年4月から12月まで同じ船に乗り、漁をしていた。4月から8月までは、さけ・ます漁、9月から12月までは、さんま漁をしていたと記憶しているので、船員保険被保険者加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び元同僚の証言から、申立人が、A氏及びB氏が所有する船に乗っていたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間①について、船員保険の加入記録が確認できる元同僚は「船員保険に加入している期間は、たら漁を行っていた時期だったと記憶している。さんま漁を行っていた時期は船員保険に加入していなかったこともあったが、その理由は分からない」と証言している。

また、申立人が一緒に乗っていたとする別の元同僚は当時の記憶があいまいで、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができない上、申立期間における船員保険の加入記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所が管理する船員保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当時の同僚のことについて、覚えていないことから、申立期間に同じ船主の船に乗っていた被保険者記録の確認できる者に聴取したところ、申立人についての記憶は無く、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理する船員保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③及び④については、船員保険の適用事業所では無いことが確認できる。

なお、両船主とも既に死亡しており、船員保険の取扱い等について関連資料や証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月から 25 年 3 月まで

申立期間当時、私は工夫を辞めて、A 県 B 市から C 県 D 市に進出してきた E 組 F 支店へ勤務し、夏は工事現場を回り、秋の終わりからは山から海岸へ丸太を搬出する作業に従事していた。

関連する書類は存在しないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が勤務していたとする E 組 F 支店は、昭和 22 年 6 月 1 日に健康保険厚生年金保険新規適用事業所となり、23 年 10 月 15 日に適用事業所では無くなっており、その後 25 年 4 月 1 日に再び新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所では無い期間である。

また、当該事業所は昭和 27 年 11 月 10 日に適用事業所では無くなっており、当時の事業主及び事務担当者の所在は不明のほか、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得した同僚は確認できず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

私はA社B工場に昭和 37 年 6 月 21 日から 43 年 6 月 30 日まで在職していた。申立期間当時、工場閉鎖をめぐって労働争議中で、43 年 1 月にいったん解雇されたが、その後、和解成立し、和解金も支払われ在職証明書も発行されているので、同年 6 月 30 日までA社B工場に在職していたことは間違いない。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

なお、私は、労働争議中に生活のためアルバイトとして、C社D支社で働き厚生年金保険に加入していたので、A社B工場とC社D支社で二重に厚生年金保険に加入していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在職証明書により、申立人が、申立期間においてA社B工場に在籍していたことは確認できる。

しかし、申立人と同じく昭和 43 年 2 月 1 日で資格喪失している従業員 32 名の厚生年金保険の加入状況を見ると、労働争議中に、他の事業所で勤務し、それぞれの会社で厚生年金保険の被保険者となっている。このうち同僚 5 名は申立期間当時、申立人と同じC社D支社で厚生年金保険の被保険者となっている。

また、申立人に係る厚生年金保険料の控除について事業主に照会したところ、「不明。」と回答しているほか、申立期間当時の労働組合関係者は、「会社側との交渉があったので、当該事業所で雇用は継続されていたと思うが、いったん解雇された者は厚生年金保険は継続して加入していないと思う。」と証言している。

さらに、申立人より提出された昭和 43 年分の源泉徴収票により社会保険料として 2,175 円控除されていることが確認できるが、この金額は昭和 43 年分の雇用保険料に一致している。

加えて、申立人の A 社 B 工場及び C 社 D 支社における厚生年金保険と雇用保険の加入記録はおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年 5 月 16 日から同年 11 月 15 日まで
②昭和 48 年 5 月 16 日から同年 11 月 15 日まで

私は、A局B事業所で半年ずつ3年間、臨時職員として勤めたが、1年分だけが厚生年金保険の加入期間で、申立期間については、未加入期間になっていた。給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の事業主であるA局から提出された臨時雇用非常勤職員名簿及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、A局に照会したところ、「B事業所は平成元年3月に閉鎖した事業所であるため、関係書類が残存しておらず不明。」と回答している。

また、申立人と同様の厚生年金保険の被保険者加入記録がある同僚は、「当該事業所の担当者から、厚生年金保険の加入について説明を受け、未加入の年があったことは自覚していた。」と証言していることから、当該事業所では、必ずしもすべての臨時職員を、厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が管理する申立人の配偶者の被保険者原票照会回答票によると、申立人は申立期間において、その配偶者の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。